

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 最終的な調整結果

管理番号

208

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

その他

提案事項(事項名)

一部事務組合における不動産の登記手続の簡素化

提案団体

静岡県、埼玉県、南豆衛生プラント組合、三島市外三ヶ市町箱根山林組合、三島市外五ヶ市町箱根山組合、三島函南広域行政組合、富士山南東消防組合、裾野市長泉町衛生施設組合、伊豆市沼津市衛生施設組合、御殿場市・小山町広域行政組合、駿豆学園管理組合、共立蒲原総合病院組合、志太広域事務組合、大井上水道企業団、駿遠学園管理組合、牧之原市菊川市学校組合、相寿園管理組合、袋井市森町広域行政組合、浜名湖競艇企業団、浜名学園組合、東遠工業用水道企業団、掛川市・袋井市病院企業団

制度の所管・関係府省

法務省

求める措置の具体的内容

現状、一部事務組合が所有する不動産の登記手続において、法務局から「一部事務組合の資格証明書」(一部事務組合の「名称」「所在地」「管理者」を都道府県知事の名で証明)の提出を求められるが、これを「設立許可書の写し」「組合規約」の確認等へ変更すること。
上記提案が困難であるならば、年間に登記申請を複数回行う団体があることを考慮し、資格証明書について法務局からの原本還付を認めること。

具体的な支障事例

【一部事務組合】

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体であり、構成団体の議決を経た協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設置されるもの。

【支障事例】

現状、一部事務組合の「名称」「所在地」は規約の必要的記載事項であることから、これら「2項目」については、規約に基づき資格証明を行っている。

しかしながら、管理者については「その選任方法」が規約の必要的記載事項とされており、規約により管理者の確認が可能な場合もあれば、規約のみでは管理者が判然としない場合もある。

「管理者」に変更等があった場合に、都道府県知事に対する届出義務等もないことから、規約により管理者が判然としない場合は、都道府県は管理者の証明根拠を有していないこととなる。(現状は組合側への管理者の確認に基づき資格証明を行っている。)

【支障解消策】

組合規約の確認や組合側への管理者の確認は、法務局窓口でも行い得るものである。また、規約等の真正性については、地方自治法に基づき設置された特別地方公共団体の執行機関たる管理者が「原本証明」することで担保されるものと考えられる。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

一部事務組合にとっては、登記手続が当該組合の内部手続のみで完了することとなり、また、都道府県においては、煩雑な事務手続(年間10~20件程度)が不要となるなど行政の効率化が図られる。

根拠法令等

なし

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、長泉町

○同様の事例として、農政局への肥料取締法に基づくコンポスの登録証の住所変更手続きについて、一部事務組合の資格証明書の提出を求められた事例があり、都道府県は証明根拠を有しておらず対応が難しい。

各府省からの第1次回答

一部事務組合が登記手続を行う際には、添付情報の一つとして、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報を提供する必要があり（不動産登記令（平成16年政令第379号）第7条第1号）、登記官は、提供された情報から、申請人が一部事務組合の代表者であることを確認しているところ、一部事務組合は、総務大臣又は都道府県知事の許可を得て設立され、その組織、事務及び規約の変更等についても、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要であるとされ、また、解散についても総務大臣又は都道府県知事への届出が必要とされていることから、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報としては、当該一部事務組合の設立許可等を行った総務大臣又は都道府県知事が当該一部事務組合の「名称」、「所在地」、「代表者（管理者等）」を証明した書面を提供するよう求めざるを得ない。「設立許可書の写し」や「組合規約」では、登記申請時点における一部事務組合の代表者を確認することができず、登記の真正を担保することができないことから、当該一部事務組合の代表者の資格を証する情報として「設立許可書の写し」や「組合規約」で足りるとする取扱は困難である。

他方で、登記申請の添付書面の原本還付については、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第55条第1項により、当該申請のためにのみ作成された書面等を除き、還付することが認められており、総務大臣又は都道府県知事が作成した証明書についても、他の登記申請において使用するものであれば、現行の制度においても還付に応じているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

一部事務組合から届出義務等のある規約の内容については、都道府県で証明等せざるを得ないことは承知した。

また、添付書類の原本還付により一定の事務の効率化が見込まれるため、今後一部事務組合に周知を図っていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答により御理解いただいたものと認識。

令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（令和元年12月23日閣議決定）記載内容

—